

## ふくおか県央環境広域施設組合条例第 10 号

### ふくおか県央環境広域施設組合行政不服審査会条例

#### (設置)

第 1 条 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。)第 81 条第 2 項の規定に基づき、事件ごとに、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、ふくおか県央環境広域施設組合の附属機関として、ふくおか県央環境広域施設組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置くことができる。

#### (組織)

第 2 条 審査会は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関し識見を有する者のうちから、組合長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。

#### (任期)

第 3 条 委員の任期は事件終了までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第 4 条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (会議の非公開)

第 6 条 審査会の会議は、非公開とする。

#### (守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。